

自動車リサイクルと道路運送車両法との関係

①自動車リサイクル法対象車両

この法律において、原則全ての自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）が対象。通常の四輪自動車全てが対象となり、商用車やバス等も含まれ、また、パトカー等の特種自動車やナンバープレートのない構内車についても対象となる。ただし、被けん引車、大型特殊自動車、小型特殊自動車ほか政令で定める自動車は対象外。

②改正道路運送車両法

自動車リサイクル法施行と同時に、道路運送車両法が改正され、これまで一時抹消登録を行った後、解体あるいは輸出を行った場合、何ら運輸支局等への手続きは不要であったが、改正後は必ず届出が必要となった。また、中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要となった。

③電子マニフェスト制度と車両登録制度との連携

（電子マニフェスト）最終ユーザーから引取業者に「使用済自動車」が引き渡され、解体されて最終的に破砕されるまでの全行程を電子マニフェストとして管理している。

（車両制度との連携）解体時の永久抹消登録と重量税還付、輸出時の輸出抹消登録とリサイクル料金の還付について、電子マニフェストとMOTAS（自動車登録検査業務電子情報処理システム）を連携させることで、使用済みの車両についても使用中の車両と同様に車両情報を管理している。さらには、税関とも連携して不正解体自動車の輸出を監視している。

自動車リサイクル法と永久抹消登録

